

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和2年1月9日付31都環公地温第1645号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業実施要綱（令和元年12月17日付31環地次第401号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業に係る業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 次条に定める本助成金の交付対象となる外部給電器（以下「助成対象機器」という。）を購入し、実施要綱第4 1（1）の要件を満たす東京都内（以下「都内」という。）の区市町村
- 二 都内の区市町村と助成対象機器に係るリース契約等を締結するリース事業者であって、実施要綱第4 1（2）の要件を満たすリース事業者
- 三 前号の規定にかかわらず、次に掲げるリース事業者は、助成対象者としなない。
 - (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - (4) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象機器)

第4条 助成対象機器は、実施要綱第4 2に掲げる要件を満たし、かつ、申請のあった日において、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の補助金の交付対象の機器となっているものとする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、第9条第1項の規定による交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費は除く。

2 助成対象者が助成対象機器を製造した場合にあっては、助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。

(助成金額)

第6条 本助成金の助成金額は、実施要綱第4 4のとおりとする。この場合において、助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）その他の別表第1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る助成金額の合計が公社の予算額を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請（予算超過日までに受理した申請も含む。）に係る助成金額の合計が公社の予算の範囲で受理するものを決定し、当該複数の申請をした者全員に対して抽選の結果を通知する。

(手続代行者)

第8条 助成対象者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。

3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、本助成金の交付の申請を受理した場合は、当該申請の内容についての書類審査及

び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金予算の範囲で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、第7条第1項の規定による申請をした助成対象者（以下「申請者」という。）に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、第9条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けて行う外部給電器の購入等をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 被交付者がリース事業者である場合にあっては、助成事業のリース契約等におけるリース料について、第6条に定める助成金額に相当する金額が減額されていること。
- 三 実施要綱第4 2（1）エただし書に該当した場合であって、本助成金の交付の決定後に国補助金の交付申請を行うことができるときは、国補助金の交付申請を行うこと。
- 四 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 五 被交付者は、助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。

- 2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第11条 被交付者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第9条第1項の規定による交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第4号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変及びその他本助成金の交付決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項に規定する取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の変更に伴う申請)

第13条 被交付者は、助成事業の内容又は助成対象経費の内訳を変更しようとするとき（事業の目的・効果に影響を与えない軽微な変更であるときを除く。）は、あらかじめ助成事業変更申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。ただし、交付申請額の増額は承認しないものとする。

3 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができる。

(被交付者情報の変更に伴う届出)

第14条 被交付者は、区市町村にあっては、区市町村長、庁舎の所在地、リース事業者にあっては名称、代表者、主たる事務所の所在地を変更した場合には、速やかに住所等の変更届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第15条 被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の廃止)

第16条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第17条 被交付者は、助成事業が完了した日（当該助成事業において交付決定された外部給電器に係る助成対象経費全額の支払の完了の日をいう。以下同じ。）から30日以内に、実績報告書（第8号様式）その他の別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出において、助成対象経費について、国補助金を充当する場合にあっては、当該国補助金の交付額の確定日から30日以内とする。

（助成金の額の確定）

第18条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に対し、助成金額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（本助成金の交付）

第19条 被交付者は、前条の規定により額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

3 被交付者は、第1項の規定による提出を、公社が別に定める日までに行わなければならない。

（活動実施報告）

第20条 被交付者（被交付者がリース事業者である場合は、助成対象機器の借主である都内の区市町村）は、実施要綱第4 1（1）エ又は（2）オに規定する普及啓発活動について、第18条に規定する額の確定の通知を受けた日の属する年度の翌年度2月に、活動実施報告書（第11号様式）を提出しなければならない。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（交付決定の取消し）

第21条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は本事業の目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定は、第18条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者にその旨を通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

- 第22条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が実施要綱第4-4及び交付要綱第6条に定める額を超えたことが判明した場合は、被交付者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
 - 4 被交付者は、前2項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第12号様式)を提出しなければならない。
 - 5 前項の規定は、次条第2項の規定による違約加算金の返還及び第24条第2項の規定による延滞金の返還をした場合に準用する。
 - 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第4項までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第23条 公社は、第21条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還の請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第24条 公社は、被交付者に対し、第22条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第25条 公社は、被交付者に対し、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（処分の制限）

第26条 被交付者は、助成事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）のうち取得価格が1件当たり50万円以上のものの処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、助成対象機器の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（第13号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認又は不承認を決定するものとし、当該決定の内容を、前項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあつては、前項の規定による通知を、取得財産処分承認書（第14号様式）により行うものとする。
- 5 公社は、必要と認める場合は、第1項の承認を受け、取得財産を処分する被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した金額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

らない。

- 7 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第27条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第9条第1項の規定により公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第28条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第29条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の事前の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第30条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和2年1月9日付31都環公地温第1645号)

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

別表第1（第7条関係）

必要書類		備考
1	助成金交付申請書（第1号様式） ※リース事業者の場合、印鑑証明書と同一の印が押印されたものに限る。	
2	印鑑証明書 ※リース事業者の場合に必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	原本
3	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※リース事業者の場合に必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	原本
4	納税証明書 ※リース事業者の場合に必要 ※法人の場合には、法人住民税、個人事業主の場合には、個人事業税 ※前年度又は本年度の完納を証明したのものに限る。	原本
5	見積書（助成対象機器の本体価格が明記されているもの。）	写し
6	貸与料金の算定根拠明細書（第15号様式） ※リース事業者の場合に必要 ※印鑑証明書と同一の印が押印されたものに限る。	
7	リース見積書 ※リース事業者の場合に必要	写し
8	国補助金の交付決定通知書 ※国補助金と併用する場合に必要	写し
9	購入機器に接続予定の電気自動車等の自動車検査証	写し
10	その他公社が必要と認める書類	

別表第2（第13条関係）

必要書類		備考
1	実績報告書（第8号様式）	
2	購入機器（購入し、又はリース契約等を締結した外部給電器をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書 ※機器本体価格の記載があるものに限る。	写し
3	購入機器の納品書等	写し
4	購入機器の代金の支払に係る領収書等 ※領収書の場合には、販売会社等の印があるものに限る。	写し
5	保証書その他購入機器の型式・製造番号が分かる書類	写し
6	リース契約書及び仕様書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
7	貸与料金の算定根拠明細書（第15号様式） ※リース事業者の場合のみ必要 ※印鑑証明書と同一の印が押印されたものに限る。	
8	国補助金の額確定通知書 ※国助成金と併用している場合に必要	写し
9	その他公社が必要と認める書類	